

---

---

# 経営安定化

---

---

経営安定化 .....	1
借換保証制度 .....	2
少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度 .....	4
中小企業等基盤強化税制 .....	5
中小企業投資促進税制 .....	7
倒産防止のための支援措置.....	9
物流総合効率化法に基づく支援 .....	12

# 借換保証制度

## 目 的

現下におけるデフレの進行等の中小企業をめぐる厳しい金融経済情勢に鑑み、中小企業の保証付きの既往借入金の借換え及び当該借換えに伴う新たな事業資金に対する保証を促進することにより、中小企業の月々の返済額の軽減及び資金調達の円滑化等を推進することを目的とするものです。

## 対 象 者

信用保証協会の通常の申込人資格要件のほか、保証申込時点において既往借入金の残高があること。

## 支援内容

[保証限度額]

2億8千万円

[貸付利率]

金融機関所定

[保証料率]

信用保証協会所定料率

[保証期間]

10年以内（据置期間1年以内）

[貸付形式]

証書貸付

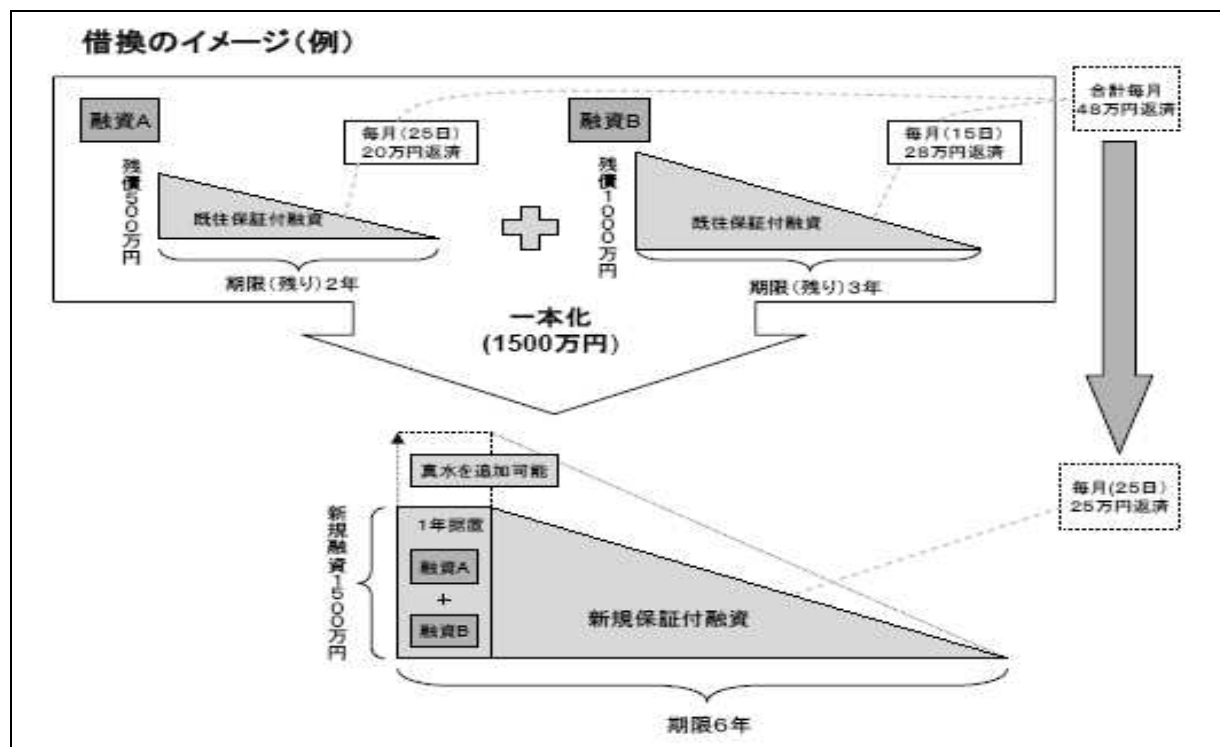
## 活用のポイント

### 本制度のメリット

- ①複数債権を一本化し、返済ペースを見直すことで、月々の返済負担が軽減できます（条件変更と同じ効果）。
- ②新たに、据置期間を設けることも可能です（返済猶予と同じ効果）。
- ③金融審査が通れば、真水（ニューマネー）の追加も可能です（条件変更先への新規貸付と同じ効果）。
- ④中小企業の条件変更のニーズも満たします。

（注）制度によっては対応できない場合がございます（8割保証の借入金は、8割保証で借り換える必要あり）。

## フロー図等



## 問い合わせ先

沖縄県信用保証協会 TEL : 098-863-5300

# 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度

## 目 的

取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得された場合、税制の特別措置を受けることができます。

## 対 象 者

青色申告書を提出する個人事業者または資本金1億円以下の中小企業等

## 対象となる資産

取得価額が30万円未満の減価償却資産

## 内 容

取得価額の全額を損金算入できます。ただし、特例の対象となる損金算入額の上限は年間300万円までとなります。

## 手続きの流れ

確定申告書等に必要事項を記載し、少額減価償却資産の取得価額に関する明細書の添付をした上で最寄りの税務署に申告します。

## 期 間

平成24年3月31日まで

## 問い合わせ先

- ・ 国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口
- ・ 中小企業庁 財務課 電話：03-3501-5803

# 中小企業等基盤強化税制

## 目 的

流通・サービス業や特定の中小企業者の方が機械・装置等の取得をした場合や、中小企業者の方が従業員の教育訓練を行った場合、税制の特別措置を受けることができます。

## 対 象 者

青色申告書を提出する個人事業者または資本金1億円以下の中小企業等で、

- (1) 卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業者（ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の対象となるサービス業は除きます。）
- (2) 中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認を受けた中小企業者
- (3) 中小企業地域資源活用促進法に基づく計画の認定を受けた者のうち一定の基準を満たす中小企業者
- (4) 農商工等連携促進法に基づく計画の認定を受けた中小企業者

※(2)、(3)、(4)については、中小企業基本法上の中小企業が対象になり、業種毎に中小企業の範囲が異なります（例えば、製造業の場合は、資本金3億円以下又は従業員数300人となります）。

- (5) 労務費に占める教育訓練費割合が一定水準以上の者

## 対象となる設備・費用

<(1)～(4)に該当する者>

機械・装置（1台または1基の取得価額が280万円以上）

<(1)に該当する者>

器具・備品（電子計算機については、処理語長16～32ビット、主記憶容量32メガバイト以下のものに限り）（1台または1基の取得価額が120万円以上）

<(5)に該当する者>

教育訓練費（労働費用に占める割合が0.15%以上）

## 措置の内容

対象となる設備について、7%の税額控除または30%の特別償却を受けることができます。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引により取得した設備・資産については、税額控除のみを利用できます。

対象となる教育訓練費について、8～12%の税額控除を受けることができます。

## 手続きの流れ

- (1) 確定申告書等に必要事項を記載し、特別控除や償却額の計算等に関する明細書を添付した上で最寄りの税務署に申告します。
- (2) 取得等をした設備について、その性能、取得価額等を立証できる資料の保存が必要です。

## 適用期間

平成23年6月30日まで

※なお、上記の内容は平成23年5月13日現在の法令等に基づいて作成しております。

## 問い合わせ先

- ・ 国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口
- ・ (1) については、中小企業庁 商業課 電話：03-3501-1929
- ・ (2)～(4) については、中小企業庁 新事業促進課 電話：03-3501-1767
- ・ (5) については、中小企業庁 経営支援課 電話：03-3501-1763

# 中小企業投資促進税制

## 目 的

機械・装置その他の対象設備・資産を導入された場合、税制の特別措置を受けることができます。

## 対 象 者

青色申告書を提出する個人事業者または資本金1億円以下の中小企業等。

※ただし、料理店その他飲食店業のうち料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブなど、サービス業のうち物品賃貸業・娯楽業（映画業を除く）、性風俗関連特殊営業に該当する事業は除きます。

## 対象となる設備・資産

- (1) 機械・装置（1台または1基の取得価額が160万円以上）
- (2) 特定の器具・備品（電子計算機、デジタル複合機）（1台または1基、あるいは同一種類の複数台の合計の取得価額が120万円以上）
- (3) 一定のソフトウェア（合計の取得価額が70万円以上）
- (4) 普通貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）
- (5) 内航船舶（ただし取得価額の75%が対象）

※機械・装置については、製品を製造する設備など種類を問わず幅広く利用することができます。ソフトウェアについては、サーバー用のOS、データベース管理ソフトウェア、ファイアウォールソフトウェアなどが除外されます。

## 措置の内容

7%の税額控除または30%の特別償却を受けることができます（ただし、資本金が3千万円を超える法人の方は、特別償却のみとなります）。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引により取得した設備・資産については、税額控除のみを利用できます。

## 手続きの流れ

- (1) 確定申告書等に必要事項を記載し、特別控除や償却額の計算等に関する明細書を添付した上で最寄りの税務署に申告します。
- (2) 取得等をした設備について、その性能、取得価額等を立証できる資料の保存が必要です。

## 適用期間

平成24年3月31日まで

## 問い合わせ先

- ・ 国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口
- ・ 中小企業庁 財務課 電話：03-3501-5803

# 倒産防止のための支援措置

(相談、共済、融資、保証)

## 目 的

中小企業の倒産を未然に防止するため、沖縄県商工会联合会、那覇・沖縄・浦添商工会議所に設置されている「経営安定特別相談室(倒産防止特別相談室)」において、倒産のおそれのある中小企業者からの事前相談に応じ、経営相談・指導、金融斡旋等を実施します。

## 対 象 者

中小企業者

## 支援内容

### ①倒産防止(経営安定)特別相談事業

- ・倒産の未然防止に関する相談及び指導
- ・相談は無料です。(秘密厳守ですので、お気軽にご相談ください。)
- ・相談窓口:沖縄県商工会联合会、那覇商工会議所、沖縄商工会議所、浦添商工会議所

### ② 中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティー共済)

1年以上継続して事業を行っている中小企業者で、加入後6ヶ月以上経過して取引企業が倒産し売掛金債権等が回収困難となった場合に、無利子・無担保・無保証人で貸付を受けることができます。

- ・ 掛 け 金:毎月の掛け金は、5,000円から80,000円(5,000円刻み)で設定でき、掛金総額が320万円まで積み立てることができます。
- ・ 貸 付 額:回収困難となった売掛金債権等の額と掛金総額(前納掛金は除く。)の10倍に相当する額のいずれか少ない額の範囲内
- ・ 限 度 額:3,200万円 償還期間:5年(うち据置期間6ヶ月)の毎月均等償還です。

税法上の特典: 掛け金は、税法上損金(法人)、必要経費(個人)に算入できます。

<加入申込窓口>

各商工会、商工会議所、沖縄県商工会联合会、沖縄県中小企業団体中央会、  
中小企業者が組織する組合、金融機関等

### ③ セーフティネット貸付制度

(取引企業倒産対応資金)

対 象 者： 関連企業の倒産により、資金繰りに困難をきしている中小企業者で一定の要件をみたす者

対象経費： (長期)運転資金

限 度 額： 中小企業資金 1億5千万円(別枠) 生業資金 3千万円(別枠)

償還期間： (長期)運転資金 5年以内(必要に応じて8年以内)

据置期間： (長期)運転資金 3年以内

### ④ 経営安定関連保証制度(セーフティネット保証)

倒産防止対策として、信用保証協会の通常の保証限度額とは別枠の特例保証

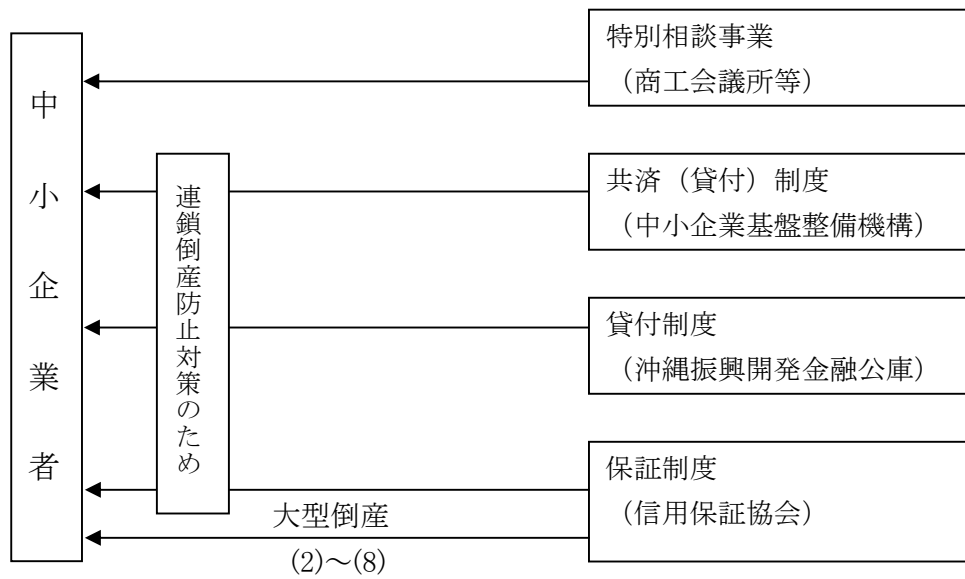
対 象 者： 次に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長の認定を受けた方

- (1) 大型倒産の発生により影響を受ける中小企業者
- (2) 取引先企業のリストラ等により影響を受ける中小企業者
- (3)・(4) 突発的事故・災害により影響を受ける中小企業者
- (5) 全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者
- (6) 金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者
- (7) 金融機関の経営合理化に伴って借入れが減少している中小企業者
- (8) 整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち再生可能性があると判断された者

保証限度額：

(一般保証限度額)		(別枠保証限度額)	
普通保証	2億円	普通保証	2億円
無担保保証	8,000万円	+	無担保保証 8,000万円
特別小口保証	1,250万円		特別小口保証 1,250万円

## フロー図等



## 問い合わせ先

- ① に関しては・・・沖縄県商工会連合会、那覇・沖縄・浦添の各商工会議所
- ②     "     ・・・沖縄県商工会連合会、各商工会、各商工会議所  
                    沖縄県中小企業団体中央会(TEL 098-859-6120)
- ③     "     ・・・沖縄振興開発金融公庫(本店、中部・北部・宮古・八重山の各支店)
- ④     "     ・・・沖縄県信用保証協会             (TEL 098-863-5302)  
                    又は、沖縄県商工労働部経営金融課まで(TEL 098-866-2343)

# 物流総合効率化法に基づく支援

## 目 的

荷主（メーカー・流通企業）と物流事業者の連携や中小企業の連携・事業の共同化等による環境調和型の流通・物流の効率化を促進します。

## 対 象 者

連携や共同化によって流通業務効率化を行う事業であれば、中小企業と大企業、荷主企業と物流事業者。組合形態、任意グループ形態を問わず活用できます。但し高度化融資制度の対象となるのは中小企業等の組合、中小企業主体の任意グループに限られます。

## 支援内容

主務大臣の認定を受けた総合効率化計画を実施するものは、本法に基づき、以下の支援措置を受けることができます。

### （1）物流関連規制に関する特例措置

新たに物流関連規制に係る登録または許可（倉庫業法、貨物利用運送事業法及び貨物自動車運送事業法に基づく登録、許可）を受けることを要する流通業務効率化計画について、計画の認定をもってこれらの登録又は許可を受けたものとみなされます。

### （2）特定流通業務施設の整備に関する立地規制の緩和

高速道路のインターチェンジや空港・港湾、工業団地・流通業務団地など物流の結節点となる社会資本等の近くに特定流通業務施設の立地を誘導するため、都市計画法、工場立地法などの運用において、特定流通業務施設の立地が促進されるような配慮があります。（市街化調整区域の開発許可等）

### （3）倉庫の税制特例の対象とする

効率化計画によって認定を受けた倉庫や物流センターなどの建物等は、割増償却や固定資産税、都市計画税の課税標準の特例などの優遇措置の適用を受けられます。

### （4）高度化融資制度（中小企業基盤整備機構、県）

中小企業等の組合・任意グループ（主たる構成員は中小企業）が認定計画に基づき実施する事業に対して、融資割合の80%までの無利子融資をうけることができます。

(5) 中小企業信用保険法の特例

中小企業信用保険法や中小企業投資育成株式会社法の特例等を通じて、中小企業の資金調達を支援します。

## 補助金等

(1) 物流効率化推進事業

物流機能の効率化・強化を図るために行う調査研究、基本計画策定事業、事業計画・システム設計事業、実験的事業運営事業について支援（補助率 6/10（沖縄総合事務局 商務通商課））

(2) 物流効率化専門指導員派遣事業

物流効率化を図ろうとする中小企業に対し、専門家をアドバイザーとして派遣（補助率 10/10、但し謝金は 2/3（中小企業基盤整備機構））

(3) 物流効率化セミナー等開催事業

物流効率化の事例等をもとにした物流講習会、セミナーに参加することができます。（参加費無料（沖縄総合事務局 商務通商課））

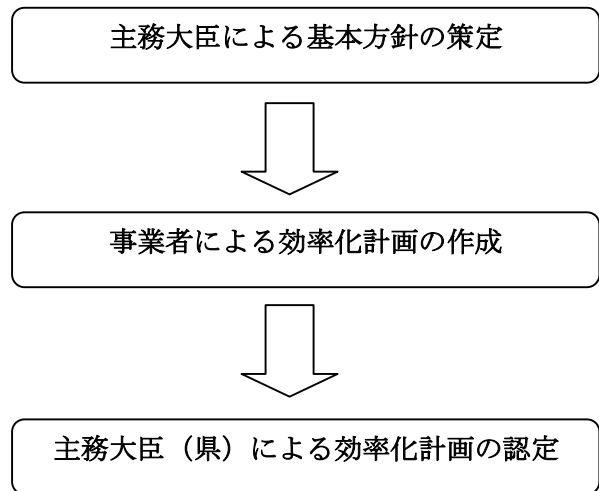
## 利用方法

組合・任意グループ等が基本方針（経済産業大臣、国土交通大臣、農林水産大臣が策定する総合効率化計画についてのガイドライン）に則して、「総合効率化計画」を作成します。

組合・任意グループ等が作成した「総合効率化計画」を県知事が認定します。（貨物流通事業者のみで行う取組の場合等は国土交通省（沖縄総合事務局運輸部）等の認定となります。）

認定された総合効率化計画に基づき組合等が実施する事業に対して、支援を受けることができます。

## 認定スキーム



## 基本方針

- ① 立地要件  
高速道路 IC、空港、港湾、流通団地等の流通の結節点となる社会資本等の近傍への立地  
※中小企業協同流通業務総合効率化事業の用に供する施設については、地場産業が集積している地域の周辺の区域内その他これらに準ずる区域内を含む
- ② 設備要件  
情報システム  
自動化設備等の活用
- ③ 環境要件  
輸送距離の縮減、積載率向上等の目標設定

## 問い合わせ先

沖縄県商工労働部商工振興課  
〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2  
TEL : 098-866-2337 (直)

内閣府沖縄総合事務局経済産業部商務通商課  
〒900-0006 那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館  
TEL : 098-866-1726

(参考) 申請に関する国土交通省のホームページ  
<http://www.mlit.go.jp/seisakutokutsu/freight/framepage.sinnpou.html>